

# 送り状発行システム カンタン@We b サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (本サービスの適用)

ヤマトグローバルエクスプレス株式会社(以下「当社」といいます)は、この「送り状発行システム カンタン@We b サービス利用規約」(以下「本規約」といいます)に基づき、当社と運賃月払い等のご契約のあるお客様(以下「契約者」といいます)に対して本サービスを提供します。

### 第2条 (本規約の適用)

- 1.本規約は、送り状発行システム カンタン@We b (以下、カンタン@We bといいます)の利用に関し、当社および契約者に適用されるものとします。
- 2.本規約の他に当社が、契約者に発する第4条(当社からの通知)所定の通知およびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「諸規定等」といいます)は、名目の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 3.本規約本文の定めと諸規定等の定めが異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用されるものとします。

### 第3条 (本規約の変更)

- 1.当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件は、変更後の本規約によります。
- 2.当社は、前項の変更を行う場合は、1箇月の予告期間において、変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとします。
- 3.予告期間の終了後、契約者がカンタン@We bを利用した場合は、契約者が変更後の本規約を承認したものとみなします。

### 第4条 (当社からの通知)

- 1.当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

## 第2章 提供サービス

### 第5条 (サービスの概要)

- 1.カンタン@We bは、契約者が当社所定の各種運送サービス(以下「対象運送サービス」といいます。)を利用して荷物を発送するにあたり、荷物に貼付する当社所定の送り状又は送り状ラベル等(以下総称して「カンタン@We b送り状」といいます。)を発行することができるシステムです。なお、対象運送サービスは、当社ホームページ等でご案内します。
- 2.契約者は、カンタン@We bの利用にあたり、サービス利用申請時に設定したID・パスワードを利用の都度使用する必要があります。
- 3.契約者がカンタン@We bを利用する際は、サービス利用開始時にご案内する専用ページよりログインし、カンタン@We b専用の登録画面において、当社所定の方法により、カンタン@We b送り状の発行に必要な荷送人及び荷受人等の住所、氏名、電話番号等の情報(以下「送り状マスタ」といいます。)を登録し、カンタン@We b送り状の発行をするものとします。

4.契約者は、パスワード等及び送り状マスタを契約者の費用と責任において厳重に管理するものとし、パスワード等及び送り状マスタの管理不備、使用上の過誤、第三者の不正使用等が原因で契約者が被った損害の責任は、契約者が負うものとしします。

#### 第6条（サービスの利用可能区域・時間）

1.本サービスの提供区域は、日本国内のうち当社が対象運送サービスを提供している区域に限定されるものとしします。

2.本サービスの利用可能時間は毎日 0 時から 24 時までとします。ただし、当社は以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本規約第 17 条（利用の制限）に該当する場合
- (2) 本規約第 18 条（保守等による本サービスの中断）に該当する場合

### 第3章 利用の申込・変更・解約

#### 第7条（利用申込の承諾と利用の開始）

1.本サービスの利用を希望する場合、契約者は当社所定の申込書により申込みを行います。

2.当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときから利用開始となります。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該契約者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 契約者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは契約者が公租公課の滞納処分を受け、または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定されるとき。
- (3) 契約者への本サービスの提供に関し、技術上または業務遂行上の著しい困難が認められるとき。

#### 第8条（契約者事項の変更）

契約者は、本サービスの利用申込に際し当社に通知した事項が変更になった場合は、遅滞無く当社所定の変更届を当社に提出するものとしします。

#### 第9条（契約者からの本サービス解約）

契約者が本サービスを解約しようとするときは、当社に対し解約希望日の 7 日前（当該日が土曜、日曜、祝日の場合においては直前の当社営業日）までに当社所定の解約届によりその旨を通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約できるものとしします。

#### 第10条（当社が行う本サービスの解約）

1.当社は、第 19 条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から 7 日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、本サービスの利用を解除できるものとしします。

2.当社は、契約者が利用契約を締結した後において第 7 条（利用申込の承諾と利用の開始）の各号いずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定に係わらず本サービスの利用を即時解除できるものとしします。

3.当社は、前各項の規定により本サービスの利用を解除しようとするときには、あらかじめその旨を当該契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第4章 使用料金

#### 第11条（利用料金）

- 1.本サービスの使用に係る料金は、本規約で特に定める場合を除き、無料とします。ただし、本サービスに接続するためのパーソナルコンピューター・プリンター導入・維持費用、インターネット接続料、通信料等については、契約者が負担するものとします。
- 2.当社は、契約者に対する事前の通知をもって、料金を変更することができるものとします。

## 第5章 運送に関する条件

### 第12条（運送に関する条件）

- 1.契約者が、カンタン@We b送り状を使用して、対象運送サービスにより発送した荷物の運送については、本規約に定める他、対象運送サービスそれぞれに適用される当社の運送約款（以下「運送約款」といいます。）によるものとします。
- 2.運送約款において当社又は契約者が送り状に記載すると定めた事項について、カンタン@We b送り状には記載しない、または当社所定のコードで代用する場合があります。
- 3.当社は、契約者がカンタン@We b送り状を出力した日時又はカンタン@We b送り状に記載された発送予定日若しくは受付日（以下「カンタン@We b記載受付日」といいます。）にかかわらず、荷送人が当該カンタン@We b送り状を荷物に貼付し、これを実際に当社に引き渡した時をもって、当社が当該荷物の運送を引き受けたものとみなします（以下「荷物受付日」といいます。）。
- 4.カンタン@We b記載受付日と荷物受付日が異なる場合、カンタン@We b送り状に記載された荷物引渡予定日又はお届け希望日の記載にかかわらず、当社は、運送約款に基づき、荷物受付日から荷物の配達を行う日等を算定します。
- 5.運賃の算定に必要な重量（対象運送サービスが「航空便」「航空便プロテクトサポート」の場合）またはサイズ（対象運送サービスが「宅急便」「クール宅急便」「宅急便タイムサービス」の場合）について、当社は、第3項の荷物受付日に、荷物の重量及び容積の区分の査定を行い、運賃その他運送に関する費用の額を確定させます。ただし、カンタン@We bには当該査定結果及び運賃額等を記載しません。
- 6.対象運送サービスが「航空便」「航空便プロテクトサポート」の場合、価格の申告のない貨物に生じた損害について、当社が賠償の責を負う場合の責任限度額は30万円です。
- 7.対象運送サービスが「宅急便」「クール宅急便」「宅急便タイムサービス」の場合、その「責任限度額」は、カンタン@We bの記載の有無にかかわらず、30万円とします。

## 第6章 契約者の義務

### 第13条（契約者の義務）

- 1.契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任により必要な機器を設置し、インターネット回線を接続することで本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 2.当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。
- 3.契約者は、利用者IDおよびパスワードを第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
- 4.第三者による契約者の利用者ID・パスワードを用いた本サービスの利用は、当該契約者自身の利用とみなします。ただし、当社の故意または過失により利用者ID・パスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 5.契約者が利用者IDおよびパスワードを失念した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 6.契約者は利用者IDおよびパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

## 第14条（禁止事項）

1. 契約者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとし、これらの禁止事項に反して当社、他の契約者又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとし、当社は、契約者がこれらの禁止事項を行ったことによる損害等について一切の責任を負わず、何らの保証も行わないものとし、

(1) 他の契約者のデータを入手すること、又はこれを漏洩すること。

(2) 本サービスのソフトウェア及びデータを改ざん、破壊、抹消等すること。

(3) パスワード等を第三者に開示、譲渡もしくは使用させること、又は他の契約者のパスワード等で本サービスにアクセスすること。

(4) 本サービスの一部もしくは全部を複製、複写、修正又は追加等の改変をすること。

(5) 本サービスのソフトウェアを解析すること。

(6) 本サービスに不正なデータ又はコンピュータウイルス等の有害なプログラムを入力すること。

(7) 他の契約者による本サービスの利用に支障を与えるような態様でカンタン@W e bを利用すること。

(8) 本サービスの利用以外の目的でカンタン@W e bを利用すること。

2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、又は行うおそれがあると認められる場合には、第19条に基づき、いつでも本サービスの利用を停止又は中止することができるものとし、

## 第7章 当社の義務

### 第15条（サービスの維持責任）

1. 本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意を持ってサービスを運営することに限られるものとし、本サービスの遅延、変更、中断、中止もしくは廃止その他本サービスに関連して発生した損害については、当社は一切の責任を負わないものとし、

2. 本サービスの維持のため、当社は次の各号に定める事項を第三者に委託することができるものとし、

#### (1) 維持管理

当社は、自己の負担において、本サービスの保守・修理等を行い、維持管理するものとし、

#### (2) バージョンアップ

当社は、自己の裁量において、本サービスを改良・変更・修正等することができるものとし、

#### (3) システムダウン時の対応

当社は、本サービスの提供がトラブルにより停止した場合は、その旨を当社ホームページ又はメール等で契約者に通知するとともに、速やかに復旧のための措置を講じます。

### 第16条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、次の各号に掲げる事項について、一切の保証を行うものではありません。

(1) 本サービスのサービス内容が契約者の要求に合致すること。

(2) 本サービスが中断されないこと。

(3) 本サービスがタイムリーに提供されること。

(4) 本サービスにおいていかなるエラーも発生しないこと。

(5) 本サービスにより提供される情報が有益、正確又は信頼できるものであること。

(6) 本サービスにいかなる瑕疵もないこと。

(7) 契約者が本サービスを利用して行った行為が契約者の特定の目的（商業的な目的を含みます。）に適合すること。

2. 当社は、契約者による本サービスの利用に起因し又は関連して、契約者のコンピュータ等の通信機器及び保存データ等（以下「機器等」といいます。）に損害が発生した場合、又は機器等の不具合等により本サービスが適

切に利用できない場合に発生した不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第8章 利用の制限、中断、停止等

### 第17条 (利用の制限)

- 1.当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2.当社は、契約者が本サービス用設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき、当該契約者の利用を制限することがあります。

### 第18条 (保守等による本サービスの中断)

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
  - (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
  - (2) 前条 (利用の制限) の規定により利用の制限を行っている場合
  - (3) 当社が設置する本サービス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第19条 (利用の停止)

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 支払期日を経過しても運賃等を支払わない場合
  - (2) 13ヶ月を越えて本サービスの利用が発生していない場合
  - (3) 本規約の規定に違反した場合
  - (4) その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、その理由、サービス提供停止開始日、および期間、サービス提供停止解除条件をあらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第20条 (本サービスの中止または廃止)

- 1.当社は、本サービスの全部もしくは一部を一時的に中止または永続的に廃止することがあります。
- 2.当社は前項の規定により本サービスを中止または廃止するときは、契約者に対し中止または廃止する日の3箇月前までにその旨を通知します。

## 第9章 その他

### 第21条 (契約者情報の取扱い)

- 1.当社は、契約者情報を、本サービスを提供する目的及び次の各号に掲げる目的により利用することができるものとします。
  - (1) 当社運送サービスにかかる事業、その他当社の事業に関するアンケートや広告等の情報の配信のため
  - (2) 新商品・サービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため
  - (3) ダイレクトメールの発送等、商品・サービスに関するご案内のため
  - (4) 契約者資格の有無の確認のため

- (5) その他当社と契約者の取引を適切かつ円滑に遂行するため
- 2.当社は契約者情報を第三者に開示する場合は、必ず事前に当該契約者の同意を得るものとします。
- 3.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係法令に反しない範囲で、契約者の同意なしに、契約者情報を開示することがあります。
- (1) 契約者が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合
  - (2) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、契約者の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター又はこれらに準じた権限を有する機関から、開示を求められた場合
  - (4) 法令により開示又は提供が許容されている場合
  - (5) その他本サービスを維持するために必要であると当社が合理的な理由により判断した場合
- 4.当社が、本サービス提供のために必要な範囲内において、契約者情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該委託先は、前項に定める第三者に該当しないものとします。

## 第22条（反社会的勢力に関する条項）

契約者は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、又は第1号に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの提供が停止され、又はIDを取り消されても異議を申し立てないこと、また、これにより契約者に損害が生じた場合でも、一切を契約者の責任とすることに同意するものとします。

契約者は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - (6) 特殊知能暴力集団
  - (7) その他前各号に準ずるもの
- 2.契約者は、現在又は将来にわたって、自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が前項各号にて規定する反社会的勢力に該当しないことを表明しこれを保証します。
- 3.契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4.当社は、契約者が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、契約者に対して何らの通知、催告を要せず、運送行為に関する契約および本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 5.前項により契約者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合は、契約者に対する当社からの損害賠償請求を妨げないものとします。

## 第23条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。

#### 第24条（管轄裁判所）

契約者は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

#### 第25条（規定外事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義を生じた場合は、両者協議の上、円満な解決を図るものとします。

付則：本規約は、平成28年7月1日から実施します。